

幼稚園の預かり保育の促進

取りまとめ

「私立高等学校等経常費助成費等補助」(文部科学省所管事業)

「地域子ども・子育て支援に必要な経費」(内閣府所管事業)

・待機児童が存在する市区町村において、幼稚園の預かり保育がどのように提供されているか、幼稚園の預かり保育の日数や時間、長期休暇中における開設状況や保護者にとっての利便性など、きめ細かく実態を把握すべきである。その上で、十分に提供されていない場合は、その理由を分析し、待機児童が存在する市区町村の働く保護者にとって、まずは実施率の低い公立幼稚園、そして私立幼稚園について十分な質を確保した預かり保育の開設を求めるべきである。

・このような実態の把握や対策を講じる際には、地方公共団体の意向を十分に踏まえるとともに、内閣府をはじめとする関係府省等が、幼稚園の預かり保育の推進、空きスペースを活用した小規模保育の推進、認定こども園への早期移行の推進など、連携してあらゆる対策を速やかに講じるべきである。

・また、預かり保育は待機児童の解消以外の目的も有するため、待機児童が存在しない地方公共団体を含む、全ての幼稚園において、安全な預け先であるかなど預かり保育の質を評価すべきである。

・私立幼稚園の預かり保育に対する補助金について、通常の預かり保育を「開園日

の半分以上の日数、1日2時間以上開設」していれば基礎単価が受け取れる仕組みとなっているが、ユーザー目線で必要な開設日や開設時間が確保されているとはいえない水準である。基礎単価の要件となっている、平日の開設日数や開設時間数を増やし、長期休暇中の実施も要件に含めることなど、補助金の構造を見直すべきである。また、補助金により保育者の処遇が改善しているかなど補助金の効果も丁寧にモニタリングすべきである。